

部活動地域展開にかかる中学校施設開放の特別処置について

令和8年7月30日

部活動の地域展開に伴い、夏の大会終了後、7月から新規に立ち上がるチームが増加することが見込まれます。しかし、現状は、中学校施設開放事業の登録時期により、8月の登録で10月以降の利用のみ可能となるため、7月～9月の間、新規チームは中学校施設を利用できません。そこで、特別処置として、以下の通り中学校施設の開放を行います。

1 利用可能な団体

中学生を受け入れている団体で、「中学校施設開放優先利用団体」に登録する団体。

2 対象期間

令和8年8月1日（土曜日）～令和8年9月27日（日曜日）

土曜日及び日曜日の午前・午後（優先利用枠）

※夜間は対象外です。

3 提出物

- (1) 学校施設開放優先利用団体登録申請書
- (2) 学校施設開放優先利用団体登録者名簿
- (3) 学校施設開放利用申請書（特別処置用）

4 受付期限

下記5①について、令和8年8月14日（金曜日）まで ※土日・祝日以外

5 運用方法

①【団体】

学校教育課地域連携係に、「学校施設開放優先利用団体登録申請書」及び「学校施設開放優先利用団体登録者名簿」を提出します。 （申請）安城市教育センターへ直接提出

②【教育委員会】

①の団体へ、学校の利用規定、利用実績報告（二次元コード）の案内、利用申請されていない日※¹について示します。鍵及び備品借用※²についても案内を行います。

③【団体】

「学校施設開放利用申請書（特別処置用）」を随時提出し、先着順で利用を許可します。
（申請）学校教育課代表メール（gakkyo@city.anjo.lg.jp）又は
安城市教育センターへ直接提出

④【団体】

実際に利用した後は、利用実績を報告します。

※1 一般利用枠、優先利用枠、日曜教室、スポ進、学校行事等を除いた、空いている日。

※2 スポーツ課で手続きを行う。

6 注意事項

- (1) 9月までの利用については、既に優先利用団体となっている団体様により、多くの日数の利用申請が出ています。ご希望通り利用ができない可能性が大いにございますので、あらかじめご了承ください。
- (2) ご希望の方は、下記連絡先まで一度ご相談下さい。

担 当 安城市学校教育課地域連携係
電 話 0566-71-2254
メール gakkyo@city.anjo.lg.jp